

区長報告第七号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について令和四年二月十八日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

令和四年三月十日

港区長 武井 雅 昭

記

一件名 損害賠償等請求訴訟事件に係る和解

二当事者 原告個人

被告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

三 事件の要旨

原告は、令和三年六月二十一日、被告が原告の新型コロナウイルスワクチン接種支援員の

採用内定を取り消したことについて、一方的に取り消されたことにより雇用に対する期待権を侵害されたとして、同年十月四日、被告に対し、採用の取消しによる損害賠償及び期待権の侵害に対する慰謝料を求める民事訴訟（以下「本件事件」という。）を東京簡易裁判所に提起した。

#### 四 和解条項

東京簡易裁判所から和解の勧告があったので、次のとおり和解した。

- (一) 被告は、原告に対し、本件のやりとりを通じて原告に不快な思いをさせたことに謝意を表し、本件解決金として三万円の支払義務があることを認める。
- (二) 被告は、原告に対し、(一)の金員を、令和四年三月三十一日限り、原告名義の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- (三) 原告と被告は、今後、本件事件に至るまでの経緯・内容、本件和解成立の事実及び和解条項の内容について、正当な理由がある場合を除き、口頭、書面、インターネット上の書き込みその他の手段を問わず、第三者に対して一切口外しないことを相互に約束する。
- (四) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (五) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかは何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (六) 訴訟費用は、各自の負担とする。